

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7866）→事業実施：障がい福祉課

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費	723,416	450,392	273,024			<基金繰入金> 685,931 <財産収入> 9,791	27,694	
トータルコスト	742,779千円（前年度 470,276千円）〔正職員：2.4人〕							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	－							

説 明 【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的

障害者自立支援法の確実な定着を図るため、平成18年度に造成した県基金『名称：鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金』を平成23年度までの間に取り崩し、事業者の新事業体系への移行促進のための基盤整備や激変緩和措置、利用者の負担軽減等の各種特別対策事業を実施する。

2 事業の内容

（単位：千円）

事業内容	事業費補助率
1. 事業者に対する運営安定化措置	183,176
(1) 事業運営安定化事業 旧法支援施設及び旧体系からの移行施設に対して、日払い方式導入に伴い、施設収入の従前（移行前）額保障を90%を限度として助成。	22,275 国1/2、県1/4、市1/4
(2) 移行時運営安定化事業 事業運営安定化事業の適用を要さない旧体系施設が、新体系施設へ移行した場合に従前（移行前）の事業収入を保障。	104,525 国10/10
(3) 通所サービス等利用促進事業 送迎サービスを実施する日中活動サービス事業所、通所施設に対して、サービス提供に係る経費を助成。  ◎補助基準額：1事業所あたり3,000千円以下	42,000 国1/2、県1/4、市1/4
(4) 新事業移行促進事業 特定旧法指定施設が新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者に応じて、事業所等に助成。  ◎補助基準額 ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 1人につき5,700円 ・施設入所支援 1人につき4,750円	4,725 国1/2、県1/4、市1/4

(単位：千円)

事業内容	事業費補助率																		
<p>(5) 事務処理安定化支援事業 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、利用者に対する安定した支援を確保するため事務職員を配置する場合に助成。</p> <p>◎補助基準額</p> <table border="1" data-bbox="363 465 1038 618"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>事務職員の配置</th> <th>利用者1人当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60人以下</td> <td>2名以上</td> <td>20千円</td> </tr> <tr> <td>61人～80人</td> <td>3名以上</td> <td>15千円</td> </tr> <tr> <td>81人以上</td> <td>4名以上</td> <td>10千円</td> </tr> </tbody> </table>	定員	事務職員の配置	利用者1人当たり	60人以下	2名以上	20千円	61人～80人	3名以上	15千円	81人以上	4名以上	10千円	<p>3,000</p> <p>国1/2, 県1/4, 市1/4</p>						
定員	事務職員の配置	利用者1人当たり																	
60人以下	2名以上	20千円																	
61人～80人	3名以上	15千円																	
81人以上	4名以上	10千円																	
<p>(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 特別支援学校の在学学生、入院中の精神障害者に対し、就労系事業の適否を判断するためのアセスメントの実施に向けた調整会議等を実施する経費を助成。</p> <p>◎補助基準額：会議開催経費1事業所当たり60千円以内/回(年10回を限度)</p>	<p>3,510</p> <p>国1/2, 県1/4, 市1/4</p>																		
<p>(7) 地域移行支度経費支援事業 入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、新たに必要となる物品購入費用を助成。</p> <p>◎補助基準額：1人当たり30千円以内</p>	<p>3,141</p> <p>国1/2, 県1/4, 市1/4</p>																		
<p><b>2. 新法への移行等への円滑な実施措置</b></p>	<p>327,967</p>																		
<p>(8) 小規模作業所緊急支援事業 新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所に対し、移行計画の策定を条件に定額を助成。</p> <p>◎補助基準額：1事業所当たり1,100千円以内</p>	<p>8,800</p> <p>国10/10</p>																		
<p>(9) 障害者自立支援基盤整備事業 旧法施設や小規模作業所が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行する場合等に必要となる施設又は事業所の増改築事業、設備整備に要する経費を助成。</p> <p>◎補助基準額： ・新体系サービスで必要となる改修・増築・備品整備 改修・増築20,000千円、設備整備5,000千円 ・開設準備経費 1事業所1,000千円 ・大規模な生産設備整備 1施設100,000千円</p>	<p>170,000</p> <p>国10/10</p>																		
<p>(10) 移行等支援事業 新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所等が、個別給付や地域活動支援センターなどへ円滑な移行を支援するためにコンサルタント・相談員の派遣等を行うもの。</p>	<p>7,000</p> <p>国10/10</p>																		
<p>(11) 障害者地域移行体制強化事業</p> <table border="0" data-bbox="336 1720 1166 1962"> <tr> <td>①障害者地域移行促進強化事業</td> <td>1,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②グループホーム・ケアホーム移行促進事業</td> <td>3,000</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>③地域移行支援事業</td> <td>1,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④障害者を地域で支える体制づくりモデル事業</td> <td>9,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥精神障害者等の家族に対する支援事業</td> <td>3,600</td> <td></td> </tr> </table>	①障害者地域移行促進強化事業	1,400		②グループホーム・ケアホーム移行促進事業	3,000	国10/10	③地域移行支援事業	1,900		④障害者を地域で支える体制づくりモデル事業	9,000		⑤福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業	3,000		⑥精神障害者等の家族に対する支援事業	3,600		<p>21,900</p>
①障害者地域移行促進強化事業	1,400																		
②グループホーム・ケアホーム移行促進事業	3,000	国10/10																	
③地域移行支援事業	1,900																		
④障害者を地域で支える体制づくりモデル事業	9,000																		
⑤福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業	3,000																		
⑥精神障害者等の家族に対する支援事業	3,600																		

(単位：千円)

事業内容	事業費補助率										
(12) 一般就労移行等促進事業 ①職場実習・職場見学促進事業 12,800 ②就労支援ネットワーク強化・充実事業 3圏域 3,000 ③施設外就労等による一般就労移行助成事業 20人 2,000 ④障害者一般就労・職場定着促進支援事業 1,350 ⑤離職・再チャレンジ支援助成事業 30人 1,200 ⑥目標工賃達成助成事業 1,620 ⑦就労継続支援A型への移行助成事業 6事業所 3,600	25,570       国10/10										
(13) 小規模作業所移行促進事業 利用者数要件に満たない小規模作業所の新体系への移行を支援するため、複数の作業所の円滑な統合に向けた会議の開催や、コーディネーターを派遣。	4,400  国10/10										
(14) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業 障がい者が地域で安心して生活するため、市町村自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の充実強化を図る。	21,192  国10/10										
(15) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障がい児の支援が円滑に行われるよう、障がい児を持つ親同士の交流の場等の整備。 ◎補助基準額：1圏域1,500千円	1,500  国10/10										
(16) 障害者自立支援法改正施行円滑化特別支援事業 法の施行に伴い、緊急的に必要となる制度改正の周知徹底やシステム改修経費等に対する助成。 ◎補助基準額 <table border="1" data-bbox="363 1160 1038 1352"> <thead> <tr> <th>市町村人口規模</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100,000人以上</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上100,000人未満</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上 30,000人未満</td> <td>1,200千円</td> </tr> <tr> <td>5,000人未満</td> <td>600千円</td> </tr> </tbody> </table>	市町村人口規模	補助基準額	100,000人以上	3,000千円	30,000人以上100,000人未満	1,800千円	5,000人以上 30,000人未満	1,200千円	5,000人未満	600千円	1,397  国10/10
市町村人口規模	補助基準額										
100,000人以上	3,000千円										
30,000人以上100,000人未満	1,800千円										
5,000人以上 30,000人未満	1,200千円										
5,000人未満	600千円										
(17) 相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障がい者等に対して、地域における障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するための事業にかかる経費。 ◎補助基準額：1市町村1,700千円以内(3年間)	11,400  国10/10										
(18) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 施設が地域の拠点機能として、障がい者に対する地域住民の理解や支援力を高め、地域の受入れ体制の整備を図るための取り組みを行うもの。 ◎補助基準額：1圏域1,500千円	4,500  国10/10										
(19) 重度活訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 訪問系サービスを利用する重度障害者の地域生活を支援するため、市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成。	10,492  国10/10										
(20) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設等が新体系サービスへ移行するために必要な経費に対して助成。 ◎補助基準額：1施設当たり2,500千円以内	5,000  国10/10										

(単位：千円)

事業内容	事業費補助率
(21) 移行定着支援事業 小規模作業所等が新体系への移行の促進及び定着を図るため、新たな事務処理を定着させるために要する経費や、移行前の小規模作業所等の利用者が定着できるために要する経費等を助成。 ◎補助基準額：1事業所当たり初年度1,000千円以内、2年度目500千円以内	2,000 国10/10
(22) その他法施行に伴い緊急に必要な事業 ①進行性筋萎縮症者負担軽減措置 2市 3,411 ②オストメイト対応トイレ整備事業 6市町 9,000 ③視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業 10市町 4,054 ④視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業 120 ⑤コミュニケーション支援広域支援検討事業 300 ⑥障害者スポーツ特別振興事業 1,000 ⑦体育館等バリアフリー緊急整備事業 5カ所 14,031	31,916 国10/10他
(23) 知的障害者権利擁護事業 知的障がい者の権利擁護を図るための講演会等の開催や、コミュニティーフレンドの取組について検討を行うために要する経費等を助成。	900 国10/10
<b>3 福祉・介護人材の処遇改善</b> 職員の処遇改善に取り組む障害福祉サービス等事業所に対し、各サービスに応じた交付率により助成	202,482 国10/10
臨時特例基金特別対策事業費 計	713,625
<b>4 事業外の予算</b> ○障害者自立支援臨時特例基金利息積立金 基金の運用による利息を、基金に再度積み立て。 利息は、事業最終年度に活用。	9,791
当初予算 合計	723,416

### 3 これまでの取組状況、改善点

#### (1) 事業者等に関する激変緩和

- ・施設収入の90%を限度として従前額保障を実施
- ・通所サービス促進のためサービス提供にかかる経費を助成

#### (2) 新法に基づく新事業体系等への移行を支援

- ・小規模作業所等の移行を促進するため、基盤整備に関する必要経費の助成
- ・障がい者の地域移行に必要な研修や就労を支援する取り組み等を行っている事業所に必要経費を経費を助成
- ・法改正に伴い緊急に必要なシステムの改修経費等に助成

#### (3) 改善点

- ・平成20年度で終了する予定であった基金事業が、障害者自立支援法の確実な定着のため3年間延長された。
- ・障がい者の自立支援対策の一層の推進策として、福祉・介護人材の処遇改善と事業者に対する新事業体系移行の促進を図るため、基金が増額された。